

法令 No.1 目的, 定義

第 56 回 (2011 年)

問 2 用語の定義に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 排水設備とは、「排液処理装置（濃縮機，分離機，イオン交換装置等の機械又は装置をいう），排水浄化槽（貯留槽，希釈槽，沈殿槽，ろ過槽等の構築物をいう），排水管，排水口等液体状の放射性同位元素等を浄化し，又は排水する設備」をいう。
- B 汚染検査室とは、「人体又は作業衣，履物，保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室」をいう。
- C 固化処理設備とは、「粉碎装置，圧縮装置，混合装置，詰込装置等放射性同位元素等をコンクリートその他の固化材料により固化する設備」をいう。
- D 作業室とは、「密封されていない放射性同位元素の使用をし，又は密封された放射性同位元素の詰替えをする室」をいう。

① ABC のみ 2 AB のみ 3 AD のみ 4 CD のみ 5 BCD のみ

問 17 実効線量の算定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 累積実効線量の集計対象期間は，平成 20 年 4 月 1 日以後 6 年ごとに区分した各期間とすること。
- B 累積実効線量を記録するような場合，外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量は合算しないこと。
- C 内部被ばくによる実効線量を算定する場合，自然放射線による被ばくを含めること。
- D 外部被ばくによる実効線量を算定する場合，1 メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含めること。

1 ACD のみ 2 AB のみ 3 BC のみ ④ D のみ 5 ABCD すべて